

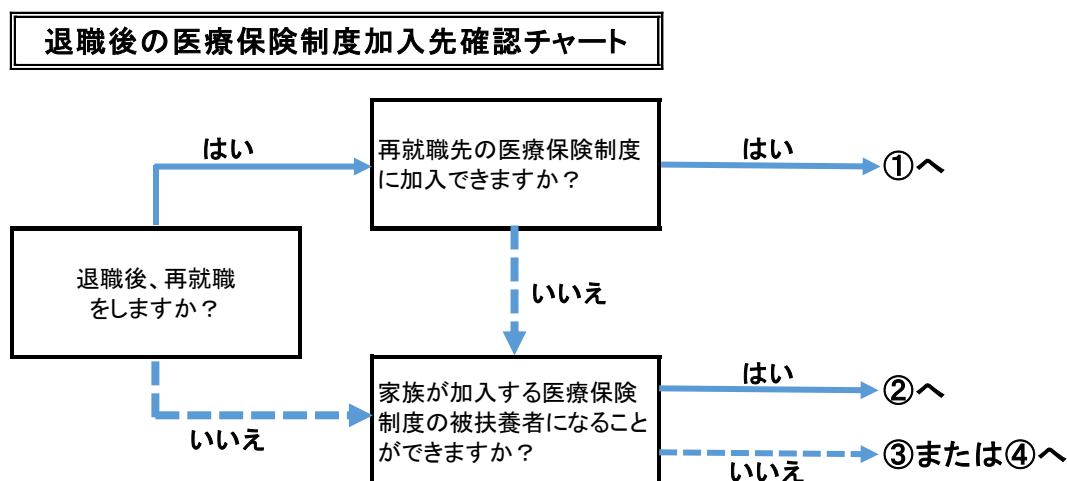
～退職後の公的医療保険について～

◆退職後は、何らかの公的医療保険制度に加入する必要があります

組合員の皆さまが退職すると、退職日の翌日から組合員の資格を喪失するため、共済組合の組合員証（保険証）を使用して医療機関での保険適用が受けられなくなります。

そのため、退職後の状況に応じて、次のいずれかの公的医療保険制度への加入手続が必要になります。

なお、退職の際は、必ず共済組合の組合員証（被扶養者証を含む。）を返納してください。退職日の翌日以降に共済組合の組合員証を医療機関で使用すると、後日医療費の返還が生じる場合がありますので、絶対に使用しないようお願いいたします（組合員証等の不正な利用は厳正に禁じられています）。



医療保険制度加入先	加入手続窓口
①再就職先の医療保険制度 (健康保険組合等)	再就職先の担当窓口
②家族の加入している健康保険組合等の被扶養者（家族の被扶養者になる。）	家族の勤務先の担当窓口
③共済組合の任意継続組合員制度	所属所（勤務先）の共済組合事務担当課 ・退職日から20日以内に加入手続が必要です。 ・「任意継続組合員資格取得申出書」を提出してください。
④国民健康保険制度	自身が居住する市町村の窓口

※②、④への加入手続を行う場合には、共済組合が交付する資格喪失証明書の届出が必要です。

資格喪失証明書は、4月上旬に共済組合事務担当課あてに送付予定です。

※②の家族の被扶養者になる場合は、家族の加入している健康保険組合等の被扶養者認定要件を満たす必要があります。

◆共済組合の任意継続組合員制度とは

退職後も在職時と同様に、短期（医療）給付を受けることができる制度です。

なお、退職後は互助会へ加入することができませんので、互助会からの給付は受けられません。

加入資格	退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員であった方
加入できる期間	退職の日の翌日から最長で2年間（申出により、中途脱退も可能）
手続	退職日から20日以内（令和6年4月19日まで）に加入手続が必要です。 「任意継続組合員資格取得申出書」を所属所の共済組合事務担当課に提出ください。
掛金	<p><算定方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期掛金(月額)＝標準報酬月額(※)×短期掛金率(97.0/1000) ・介護掛金(月額)＝標準報酬月額(※)×介護掛金率(17.4/1000) <p>注：介護掛金は、40歳以上65歳未満の方が対象となります。</p> <p>注：上記の短期掛金率、介護掛金率は令和5年度の率です。令和6年度は、変更になる場合があります。</p> <p>※標準報酬月額は、次の①又は②を比較して、どちらか少ない額となります。</p> <p>①退職した月の短期掛金の対象となった標準報酬月額</p> <p>②前年9月30日における短期給付の適用を受けている全ての組合員の平均標準報酬月額（令和5年度の平均標準報酬月額 410,000円 注：今年度末退職する方は、令和5年9月30日の平均標準報酬月額が適用されます。）</p>
掛金の納入方法	<p>掛金（保険料）については、各自納入していただきます。</p> <p><注意事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・掛金（保険料）納入の際に発生する振込手数料は、各自負担となります。 ・納入方法は、1年払い、半年払い、毎月払いの3種類あります。 ・1年払い、半年払いの場合は、掛金の割引が適用されます。 ・希望する方法を「任意継続組合員資格取得申出書」に必ず記入してください。 ・納入方法に応じて、任意継続組合員証に有効期限が設定されます。毎月払いを選択すると、毎月月末が有効期限となり、毎月有効期限の切れた任意継続組合員証の返納が必要になりますので、1年払い、半年払いをお勧めします。
任意継続組合員証の交付	任意継続組合員資格取得申出書の受理後、ご自宅に郵送いたします。